# 司 書 教 諭 論

# Problems of School Librarians in Japan

渡 辺 茂 男

Shigeo Watanabe

#### Résumé

After World War II the development of school libraries in Japan has been rather prominent. However, when one tries to make an objective analysis of the development during this period it becomes apparent that a functional integration of school library services into the total school education process has never been wholly realized, nor has it reached as yet a satisfactory stage; further, it may be seen that many Japanese school libraries have available very impressive modern facilities.

This self-contradictory phenomenon has been caused by such problems as: the changing pattern of school education; the slight effect of such a change on the traditional ways and means of teacher training; governmental administration of school libraries; the quality of teacher-librarians and their preparation; etc.

While refering to these problems in general, this paper deals specifically with three principal topics.

(1) Definitions and interpretations of the term Shisho-kyoyu (librarian-teacher). A comparison is made between the definition of the term which appears in the Japan School Library Law and those definitions of school-librarian, teacher-librarian, part-time teacher-librarian, etc. as given by other sources. Vagueness of the definitions given in the Law and the Japanese School Library Standards leads to misunderstandings as to what status the Shisho-kyoyu should occupy in any school system and what qualifications are required in order for

the *Shisho-kyoyu* to be considered a member of the professional staff in school education.

- (2) Professional duties of the Shisho-kyoyu. Emphasis is given to the importance of his educational function and an attempt is made to differentiate between those duties which are considered as professional and those which are thought to be clerical.
- (3) Preparation for school librarians. The writer criticizes the present short training courses originally designed to supply a quantity of teacher-librarians in a short period of time in order to meet an urgent initial need. Should this system of short courses be continued it would seem necessary to revise and enlarge the content of these training courses. Comments are made about the curricula for school librarians in general colleges and universities, and in the professional library school in Keio University, Tokyo. Suggestions are also given for the possible future development of education for School-Librarianship in Japan. (Japan Library School)

序 文

本 論

- Ⅰ 司書教諭とは――司書教諭の定義と解釈
- Ⅱ 司書教諭の専門的職務
- Ⅲ 司書教諭養成の問題

結 語

# 序 文

人間社会が健全且つ平和な発展の方向に向うか、それ とも, 破壊的要素をふまえて滅亡または衰微の方向を辿 るかは、社会を構成する人間が、あらゆるコミュニケー ションに対して、どのような態度をとり、それによりど のように思考し、行動するかということが一つの大きな 要めとなる。また、現代ほど個人個人が、広範囲の知識 を必要とする時代は、これまでの人間社会の歴史の過程 ではみられなかった。この知識を得、その得た知識の中 から真理と真実を見出し、個人個人が、その教養と思想 を形成していくためには、どうしても何らかのコミュニ ケーションの手段に頼らなければならない。しかも、コ ミュニケーションは、そのメディアの種類に於ても、伝 達する情報の量に於ても,急激に増大の方向をとり,個 人個人は, そのメディアの選択に迷うばかりでなく, 伝 達される情報の中から自分にとって最も必要なものを選 択しなければならなくなってきた。このような状態の中 で、今日の学校教育にとって基本的要素と思われる二つ の要件が、ややともすれば等閑視されがちなのは、由々 しい問題といわなければならない。その第一は、学校に 対する情報源の供給である。これは、児童生徒が、健全 な思想を形成し、社会人として成長していくために必要 な知識を吸収する源となる図書及び図書以外の資料であ る。第二は、これを評価し、選択し、活用していく方法 を児童生徒に対して教えることである。もし、学校教育 の計画の中で、この二つの要件がみたされないとした ら,義務教育の課程を終えて社会にでていく生徒にして も、また、更に高度の教育課程に進む生徒にしても、何 を読み,何を視,何を聴くかの選択の能力を持たず,い たずらに,知識の洪水の中で,時間と能力を浪費しなけ ればならなくなってくる。

現在の学校教育は、教科書だけが万能でないと叫ばれてから随分たつが、ともすれば、旧態依然たる教科書中心の教育方法に傾こうとしている。これは、一つには、教科書中心の教育方法が教師にとって最も安易であり、一つには教員養成の課程に於て、教科書による教育方法が、教育技術の根幹として与えられているところに原因があろう。

教育行政の面に於ても、ある時期に、一方に於て学校 図書館の育成充実に力をいれながらも、他方、学校図書 館資料を充分利用して、学校教育の成果をあげる教育技 術の訓練が、教員養成の大学課程に於て恒久的措置とし てとりあげられなかった。このために、学校図書館は、 施設として充実しても、学校教育の一貫した流れの中に 必須の機能としてとけこむことができなかったのは否定 できない事実である。

いかに教員の個人個人が、進歩的民主的教育を口にしても、教員自身が、学校図書館資料の広汎な活用を通じて、そのような理想が達成されるという具体的基礎的な教育技術と、それを裏づける資料・教材に関する知識を併せ持っていない限り、いわゆる民主的教育も空論に終るか、偏見に満ちたものとなる危険性がある。教科書がオールマイティでないと同様、教員が児童・生徒に与えることのできる知的内容にも限界があり、間違いもある。しかも民主的教育が、個々の児童・生徒の個性及び能力に応じた教育という点に一つの眼目があるとすれば、教科書の偏向あるいは内容の不足、教員自身の知識の限界を何で補うのか。学校図書館資料の利用が最適の方法である。

また、現実に目を転ずれば、受験という大きな障壁が 厳として存在していることも否定できない。しかし、教 育の時流が、受験問題という圧迫と妥協する一面があっ たとしても、そのために学校教育の根本の理念を見失う ことは許されない。受験勉強に明け暮れた生徒が大学に 進学し、大学の専門課程を勉強する際に、更に就職して 社会人となる際に、いかに自分の教養の狭隘なことに悩 み、しかもそれを打開する方法さえみいだすことができ ずに苦しんでいるか。いかに努力しても、大学の4年間 で、小学校から始まる12年間を取戻すことは不可能であ る。教科書中心主義と受験勉強の弊害は、それを受けて いる生徒自身の目に写らないことも悲劇である。

学校図書館の教育的意義と役割をくわしく述べることは、この小論文の主意ではないが、単的に学校図書館を表現すれば、学校図書館こそ、思想と知識とインスピレーションと喜びを象徴する学校教育の泉であり、この泉の枯渇する時に、民主的教育の終焉がある。

この序論で述べてきたように、(1) 学校教育方法そのものが学校図書館を利用する体制にない――即ち、依然として教科書だけが学習活動の中心であることと、(2) 受験の圧迫の二つの問題が、学校図書館の発展、即ち学校教育全体へのインテグレーションを遅延させている主な外的要因である。

しかしながら、学校図書館プロパーをめぐっても、幾つかの内的要因がある。

今,ここで戦後わが国における学校図書館発展の推移

を要約すれば、「学校図書館法の制定を境に、大きく二つの時期に分けて考えることができる。即ち、終戦直後から、啓蒙期、建設期、研究開眼期から学校図書館法の施行に至る制度の確立期が、その第一期に当る。この時期には、学校図書館の理念研究、学校図書館作りと、学校図書館の運営の諸問題が学校図書館活動をめぐる中心の論題となった。ついで第二期に当る学校図書館法制定以後、活動の焦点は、比較的学校図書館内部の問題に移行し、教科学習に直結する学校図書館の利用、図書館教育、読書指導などを包含する学校図書館の利用を中心とする問題から、教育課程の改訂に伴なう学校図書館のあり方、更に学校図書館の新しい方向を示すものとして資料センター構想が打ち出され現在に至った。」」17

しかし、これらの推移発展をふりかえって、果して、一つの問題が解決された後に次の問題が提示されたのか、また、一つの問題の結果の上に次の問題が積み重ねられてきたのか、また、一つの問題の正しい解釈の上に立って次の問題が論識されてきたのかを考える時、幾つかの疑念を持たざるを得ない。

まず、学校図書館の理念が、わが国の教育関係者に果してどの程度に把握され理解されたのであろうか。

「いかなる分野に於ても、ある一つの新しい試みを採用する場合に、当事者のその試みに対する必要性の自覚と研究から出発する場合と、第三者或いは局外者の判断とその指示により出発する場合とでは、その発展の様相を異にする。前者の場合には、研究に基づいて実現可能な範囲と、機能が第一に取り上げられ、理想的状態に至るために段階を経て積み重ねが行なわれる。

後者の場合には、第三者の意識に、既に理想的状態の設定が行なわれているために、その具象化が第一に取り上げられ、当事者は具象化に追われて、目的と機能の理解がそれに従うことになり、理想的状態に至る過程で、先行してしまった具象化と機能との結びつけにとまどうことが多々ある。

わが国の学校図書館の発展の様相が、後者であるといえる。占領行政の一つとして、占領軍教育関係者の判断と指示により、日本の学校教育に学校図書館が必要であるとして、いわゆるスクール・ライブラリーの出発を見たのである。……アメリカでは『廊下の片すみでも、部屋の一隅でも、組織された集書があって利用者と結びついている場合、これをライブラリー』と呼び、日本では『重くるしい建造物と色あせた蔵書』を図書館と呼んでいた伝統があった。『つまり、彼らは、ライブラリーを

機能でうけとめ、われわれは図書館を施設で理解したのである。』

それから十余年、学校図書館関係者の真摯な努力により、出発の動機がどこにあったにしろ、一応世人には、学校図書館があると認められる程の発展をみた。しかし『図書館を施設として』理解してきた古い伝統を、われわれは、打ち破ることに成功したであろうか。」<sup>23</sup>

児童・生徒の教育に関連するあらゆるコミュニケーション活動の中枢機関としての学校図書館の機能を,教育行政の関係者,教育学者,校長,教頭,教員,そして父兄に普遍的に理解させたであろうか。

施設としての学校図書館作りの研究は、関係者の全く 寝食を忘れた努力により制定された学校図書館法により 陽の目をみた。そればかりか、施設としての学校図書館 の目覚しい発展は、学校図書館法の輝やかしい功績とも なった。そして施設としての学校図書館の管理運営も充 分研究され、「人と金さえあれば」立派に運営される理 論も技術も出し尽された感じとなった。

しかしながら、教科学習に直結する学校図書館の利用は、一部例外的な教員の努力が高く評価されたにとどまり、これが教育技術の主流になったとは、とてもいいきれない。

図書館教育は、あいまいもこな定義と内容のまま、図書館の利用指導(ライブラリー・インストラクション)という本来の振り出しに戻り、その方法について教育課程の改訂に伴なう再研究を必要とする段階になった。

読書指導は、学校図書館が読書指導の分野の中で占めるべき機能と要素を明確にしないままに、読書指導理論研究家による理論研究が先行し、読書指導と生活指導、読書指導と読解指導、文学教育と読書指導、読書指導と図書館の利用指導などの議論百出で、図書館側は、きりきり舞いをさせられたまま、読書指導理論は、心理学的分析と社会学的調査の領域へ先行しつつある。

そして、図書だけの学校図書館が、充分学校教育の機能の中へとけこまないままに資料センター構想への大飛躍を望もうとしている。

このようにわが国の学校図書館の推移発展をふりかえると、外見は順当な発展の様相を示しながら、その実、 幾つかの問題をはらんだまま、一つの大きな曲り角にきているのである。

施設としてだけの学校図書館は、予算措置の如何により衰退の方向を辿るかもしれないのである。学校図書館の設置義務,国及び地方公共団体の任務,負担金制度な

ど幾つかの柱を持つ学校図書館法は、一つの振興法と考えるとき、施設としての学校図書館の充実と共に、その効力を減少するのはやむを得ない。この曲り角の到来は必至のものであり、それを必至のものとさせたことに、二つの大きな原因がある。その一つは、慶応義塾大学への訪問教授であったローラ女史が「日本では学校図書館法が別個の法律であるために、図書館が学校と渾然一体をなすと考えられず、学校の物的施設に対する付加物と考えられる傾向がある。」30と指摘しているように学校図書館法が学校教育法にインテグレートしたものでないことである。もう一つの大きな原因は、同法で司書教論が専門の教育を受けねばならぬことを規定しておきながら、短期の講習を除いて何らの恒久的措置がとられず、過渡期の応急処置をそのまま据え置いたところにある。

司書教諭,学校図書館主任,その他名称はどうあろうとも,学校図書館の真の意味での専門的職務を司るに足る深い教養と,高度の専門知識と,資質を兼ね備えた専門職員の養成の問題が,他の問題同様真剣に論ぜられ、且つ具体的方策の実現化に努力の足りなかったことが,この転換期に当って、将来への発展を実質的に推進させる原動力の力弱さになったといえる。学校図書館の機能を学校教育の中枢としてインテグレートさせうるのは、単に現行制度上の資格を与えられた専任者や事務的職務を司る人間の数の問題ではなく,その職にあたる人間の質であることをあらためて認識しなくてはならない。

このように、わが国の学校図書館発展の最も重要な要素である専任職員の諸問題に関し、現状の批判をすることだけが建設的意見ではないことを充分自覚した上で、司書教諭の諸問題を本論で述べたいと思う。

# 本 論

# I. 司書教諭とは——司書教諭の定義と解釈

学校図書館活動の成否の鍵は、学校図書館職員である。たとえ豊富な蔵書を持ち、潤沢な予算の裏づけがあり、りっぱな施設を備えていたとしても、図書館職員に「その人」を得ない場合には、その学校図書館は、学校教育の目的を達成する一つの力としての機能を発揮することはできない。「その人」は、単に員数だけを揃えた職員を指すのではなく、専門家としての教育を受け、重要な機能の要めとなりうる資質と能力を持つ人を指すのである。近年において、コミュニケーション・メディアのある。近年において、コミュニケーション・メディアの

発達と共に、学校教育の分野にも、テレビ、ラジオ、更 にティーチング・マシンのような新器具まで登場しつつ ある。また同時に,既に教材として常用されている図書, 映画, スライド, レコード等々も, 製作技術の進歩とと もに、ますますその教育的効果を増大しつつある。しか も、これらの教材は、それぞれの形態に応じて独自の教 育効果をあげらる特性を持っている。ある 形態の 教材 は、ある主題或いはある学習目的に、より優れた効果を 期待することが可能であり、他の形態の資料は、他の学 習目的に、よりすぐれた効果を期待できる。新しい学校 教育に於ては,このような特性をもち,バラエティーに 富んだ教材・資料が盛んに利用されるようになると思わ れるが、その場合、問題は、ある教育または学習のシチ ュエーション(場)に於て、当然利用されるべき教材・資 料の特性と内容をどのようにして発見し認識していった らよいかということにある。

この質量共に進歩増大しつつある教材・資料の中から、教員は、一つの教育目的にそって、その目的に最も役立つ教材を選択しなければならない。このような状態が進めば進むほど、個々の教員は、最もすぐれた教育効果をあげるための教材を発見し、選択し、或いは製作し利用するためには、専門家の指導と助言協力を必要とする。このような指導助言を提供するためには、この専門家は、これら教材・資料に関する広い知識と、その最も効果ある利用方法を知らなければならない。この専門家こそ真の意味での学校図書館の専門職員であり、この教材・資料が学校図書館資料の中核をなすものである。

日本を含めて20世紀の先進国の学校教育は、既にコミュニケーション・メディアの発達から、教育技術、教材の面に於ては、このような客観的情勢にきているのである。

しかしながら、わが国の学校教育の現実は、教員養成課程に存在する前述の欠陥から、大部分の教員は、教材の進歩発展に無関心のまま指導要領に従うか、また、進歩的な教員は、努力すればする程、教材の広がりに困惑するかである。それにもかかわらず、仕事の重要性をはっきりと認識して、これら教員の努力に十二分に協力しうる専門の学校図書館職員が教育されていない。特に前述の客観的情勢と、学校図書館職員の実態との間に、大きなギャップがある。このギャップは、これまで司書として学校図書館に勤務してきた人びと、また最近数年間、東京、愛知などで発令された専任司書教諭の人びとの報告の中にでてくる悩みとなってあらわれている。

希望に燃えてこれらの職場に入った人びとの大半が整理事務に明け暮れ、その煩雑さに苦しみ、他の教員からは、教員とも事務員とも判らぬスエのような存在に思われたり、生徒からは、図書の番人と見られたりしながら苦しんでいる。具体的には、人手不足、校務分掌との関係、不明瞭な職務内容、身分上の問題などがあげられているのだが、そこには、現行の司書教諭の質が、本質的原因として潜在しているのではなかろうか。

学校図書館法は、第五条第一項で「学校には、学校図 書館の専門的職務を掌らせるため司書教諭を置かなけれ ばならない。」と規定している。この中で司書教諭必置 を明記し、併せて、その職務が誰れにでも代行できるよ うな仕事でなく、専門的職務を掌るのだと明示してい る。この第一項で使用されている「司書教諭」の用語の 由来は、「昭和24年以降、学校図書館法成立までに、専 任司書及び司書教諭とよぶ名称について変遷があり、司 書教諭ではなく教諭司書ではどうかの説もあり、学校図 書館法案討議の国会では、あやうく図書館主事でよいの ではないか等、職能の本質に疑義なくも、名称が正式に 決定するまでは迂余曲折を経ている。名は実の賓である 以上、名称についても適正にして、本質を明示されてい ることが望ましいので,学校図書館の担当者は,司書に 止まることなくあくまでも,教諭であるとする立場を堅 持したことが、この正式の名称を生んだものと解すべき で……」 とあるのが、おそらく当時における解釈の集 約的なものと推察される。

しかしながら、教諭司書にしても、司書教諭にしても、学校図書館法制定以前には、わが国の教育用語の中には存在していなかっただけに、当然、外国特にアメリカの用語の翻訳とはいえないまでも、強い影響を受けたことは想像に難くない。たまたま法制定の翌年翻訳出版されたダグラス女史の「The Teacher-Librarian's Handbook」の訳書「司書教諭ハンドブック」からもうかがえるように、当時の学校図書館指導者の頭の中には、Teacher-Librarianの用語が去来していたのに違いない。後年、今日に至るまで、学校図書館法の法文に使用されている司書教諭が、専任を意味するのか兼任でもよいのかが解釈の一つの疑点となっているが、アメリカに於ても同様、Teacher-Librarianについての幾通りかの解釈があった。

「School Librarian の養成計画には、2種類あった。 第1は都市地区内の大きな学校に勤務する Full-time School Librarian の養成を主目的とする専門的な図書 館学校の課程を持つものであり、第2のものは、F.K. Walter のことばをかりれば、小図書館管理のための簡単な方法、および図書に関する知識を主たる目的とする師範学校あるいは教員養成大学の課程である。

後者の養成機関を卒業した Teacher-Librarian は、第1に教師であり、次いで司書なのである。彼らのこの二重の教育は深さにおいて欠けるところがあるかもしれないが、専任の司書を置くことのできない多くの学校にとっては便利なものであった。」60と、ローラ女史は、その論文「アメリカにおける司書教論養成のあゆみ」の冒頭で、School Librarian と Teacher-Librarian の養成課程の相違を明確に述べている。ダグラスのハンドブックにおける Teacher-Librarian の用語の解釈も前者と同様であって、学校図書館の発展のおくれている地域で、特に児童・生徒数の非常に少い小・中校において、ある程度図書館学の教育を受けた教論で授業と図書館を兼務する者を指して、これを Teacher-Librarian と呼んでいる。

しかしながら、ローラ女史は、前記論文の第3章、「Teacher-Librarian ということばの意味の変化」の冒頭で、「今日に至るまで、Teacher-Librarian という用語の混乱は、正しい司書教諭の養成計画を妨げる以外の何ものでもなかった」と述べ、その理由を次のように挙げている。

「第1に、学校図書館のしごとというものは、そこに働く人を養成する以前に、或はまた養成機関が必要なお膳立てをする前に、すでに進んでいたのである。……

第2に、学校図書館の発達の古い歴史の中において、 学校図書館のしごとは経験的な性質をもっているもので あるということを考慮に入れなければならないことであ って、この種の奉仕の概念や性質は、識別できる型とし て結晶されるまでに至っていなかったことである。……

この用語が初期に用いられたときの定義は、個々の人が行ったしごとの形式を中心としたものであったが、後にはその用語は、しごとの形式を代表するばかりでなく、個々の人のうけた教育の量とか種類、およびその人が図書館業務に携わった学校の大きさも指したものであった。

学校図書館の隆盛とともに、教師たちは自分のしごとの外に司書のしごとをすることを要求された。その教師たちの幾人かは、学校図書館についての教育をうけるばかりでなく、学校図書館のしごとに興味を持つに至った。彼らは学校図書館奉仕を意味するものとしての術語

の概念を持ってはいなかったが二重の責任を持たされたのであった。そして Teacher-Librarian と呼ばれていた。彼らは実際には最初の School Librarian であったのである。まもなく専任司書の必要が生じたのであった。 $|^{70}$ 

更に、司書教諭の意味の変遷について歴史的に辿っている。

「1900 年ころの初期には別に必修とまではいかないにしろ、これら教師たちは緊急に特別教育をうける必要があった。……

1918年になって師範学校はついに国民教育協会およびアメリカ図書館協会の公認した特別基準を採用することとなって、国家的な承認を得たのである。この基準は、C. C. Certain 基準として知られているものであって、それによると Teacher-Librarian の第1の定義をしごとの種類、専門教育の時間および学校の大きさによって、次のように下している。

II. 在籍生徒数 200 名以下の高等学校

## 2. 司書

理想としては、公認図書館学校において1ヶ年の専門学科を修めた専門の Librarian。大きな学校では、この理想を実現すべきであるが、 小さな学校では Teacher-Librarian を置くことが必要である。

この Teacher-Librarian という用語は,高等学校の教師であって,その人のしなければならない授業の一部を軽減して学校図書館のしごとに就かせることを意味しているのである。……

III. 4 年制高等学校あるいは在籍生徒数 200~500 名の高等学校

#### 2. 司書

もし図書館が教師の管理下にあるならば、教室勤務時間と図書館在勤時間とを配当し、読書および参考事務のために終日図書館を開くように按配しなければならない。 しかしながら完全に満足すべき図書館奉仕は、教師によって与えることはできない。どの普通高等学校も専門教育をうけた Librarian をおくべきである。……

定義について討論しているあいだ、Teacher-Librarian およびSchool Librarian ということばの意味を次のように用いよう。すなわち、Teacher-Librarianとは1日1時間、もしできれば半日だけは同僚教師や生徒のために司書として奉仕する教師をさしていい、School Librarian とは普通1日の全時間を司書とし

て教師や生徒に奉仕する教師をいうのである。[8]

以上の引用から明らかなように、Teacher-Librarian は、(1) 授業と学校図書館を兼務する教員であり、しか も, Full-time School Librarian を必要としない小規 模の学校で、あるいは学校図書館発展の途上、やむを得 ぬ措置としてとられてきた一つの解決方法であった。現 在でもアメリカに於て、この Teacher-Librarian の制 度は存在しているが、前記論文の巻末にあげられている 各州の基準が示すように,多くの州において,(1)教員 の資格を持ち、(2) 公認の図書館学校(大学あるいは大 学院) において図書館学を専攻した School Librarian を採用する趨勢にある。これは、学校図書館の重要性が ますます認識され、内容も発展拡充するにつれ、より高 度の教育と専門的知識をもつ人材が要求されるようにな った結果である。従って School Librarian は、国語や 社会の教科を兼務することはなく, 学校図書館専門の教 員として, 児童・生徒の指導と, 他の教員に対する指導 と助言協力に専念するようになった。

ここでふりかえって、わが国の司書教諭について考察してみたい。司書教諭という用語は、公共図書館と同等の司書という意味でなく、身分が教諭であるという立場からつけられたことが一つと、訳語とすれば、Teacher-Librarian に近いものである。

しかしながら,学校図書館法の司書教諭は、果して, 前述の Teacher-Librarian の職能を意味するものであ ろうか。学校図書館の真の発展を望むなら、わが国の司 書教諭は、 身分上は教諭であるが、 その真の目的は、 School Librarian であると解釈したい。条文にも、「学 校図書館の専門的職務を掌らせるため司書教諭を置かな ければならない」と明示してある通り、専任のことばこ そないが、根本理念においては、School Librarian を 目指しているものと思われる。このような第五条第一項 の職能に対する理念をうけて第二項は、「前項の司書教 諭は、教諭をもって充てる。この場合において、当該教 諭は、司書教諭の講習を終了したものでなければならな い。」と、司書教諭の資格取得の条件を規定しているの である。しかも,司書教諭資格取得の前提条件として,教 諭であること、または教員免許を持つことを規定してい ることは,学校教育に正式の教員として携わる以上当然 のことである。真の意味で学校図書館の専門的職務を掌 るための専門的教養と知識が、現行の講習制度と内容で 得られるかどうかは後述する別の問題としても、教諭の 資格に加えて司書教諭の資格を必要とする規定自体が,

学校図書館の専門的職務の重要性を認め、司書教諭の職能を意義づけているのである。

従って学校図書館基準 C, 学校図書館職員「1. 学校図書館に司書教諭および事務職員を置く」と示されている司書教諭も、当然のことながら学校図書館活動に常時専念する専任者、即ち School Librarian の意にとるべきが妥当であって、「・・・・・児童・生徒数450人未満の学校では兼任一人・・・・・」と示されているように小規模の学校で専任者を必要としない場合のみ、授業を兼務する兼任司書教諭、即ち Teacher-Librarian と解すべきであろう。

従って第二項の「教諭をもって充てる」の条文が往々にして「教科を担当することを原則とする」ものではないかと解釈され勝ちであるが、その解釈は、司書教諭の専門的職務のもつ教育的意義の認識不足から生ずるものだといわざるを得ない。司書教諭を School Librarianと解さないならば、一体、専任司書教諭は、何を意味することになるであろうか。司書教諭を授業(教科或は学級担任)と学校図書館の兼務を原則と解するならば、その頭にくる専任とは、この兼務を専任とするという論理の成立しない解釈となってくる。

現実において、新たに専任司書教諭となった人たちの間で、「教員間で教員待遇されない」「生徒に先生と思われないので指導が困難である」等々の悩みから、教科授業を担任させよとの声も出ているが、その動きも考えようによっては、せっかく生れた専任司書教諭制度(わが国で初めての School Librarian 制度)が効果を発揮する前に、それを内部から崩壊する危険性がある。

しかし、この誤解や悩みは、現在司書教諭となった人たちの罪ではなく、(敢ていえば、専任司書教諭であることの誇りと、教員間における指導性が弱いのだが)司書教諭の資格が免許制でないという点にその原因がある。

この免許制の可能,不可能の問題は,可書教諭養成の章で触れることにして,ここではっきり指摘できることは,法の第七条第一項目に示されている「……可書教諭の養成に関する総合的計画」が,免許制に向って何ら具体的な手段をとらなかったということである。この免許制でないことの現実面での欠陥は,資格はあっても任用されなければ,一つの学校の司書教諭ではないという結果になってあらわれてくる。いわゆる二枚補職のためにA校に司書教諭として在職したものが,B校に転ずれば,教諭であっても司書教諭でなくなる場合もある。更にこの任用制を悪用すれば,始めから司書教諭に余り関

心のなかったものが、専任司書教諭制度を足掛りとして 教諭にすりかわるような可能性さえも生じてくるおそれ がある。

この専任司書教諭制度こそ、曲り角に立つわが国の学校図書館の趨勢を支配する一つの鍵ともいえるのである。司書教諭が「PTAの代りに公費で傭ってくれた本の番人」といわれるままに、学校図書館自体が、カードつきの本の倉庫になり終るか、あるいは、司書教諭が堂々たる教育者、教育資料の専門家となり、学校図書館が、学校教育の機能的中枢機関として発展していくかは、一つには現行の専任司書教諭が、どのように専門的職務を理解し遂行して、りっぱな成果を世に示していくかということにある。更に教育行政上の問題として司書教諭制度の改革がどのようになされ、それを裏づける司書教諭養成の方法がどのように行われるかにかかっている。

資料センター論、あるいは教材センター論にしても、ますますその内容が多岐にわたり、機能の重要性がましてくるだけに、それを掌る専任者の養成を忘れては、例え施設面での発展をみたとしても、教育機能面での大きな混乱を起こす一つの理論ともなりかねない。

# II. 司書教諭の専門的職務

学校図書館法第五条第一項に明示された司書教諭の専門的職務内容に関して法的根拠を求めようとすれば,同 法第四条(学校図書館の運営)である。

「第四条 学校は、おおむね下の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一. 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二.図書館資料の分類排列を適切にし及びその目録を整備すること。
- 三. 読書会, 研究会, 鑑賞会, 映写会, 資料展示会等を行うこと。
- 四.図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関 し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五. 他の学校図書館,図書館,博物館,公民館等と 緊密に連絡し,及び協力すること。」

以上の五項目により,第一項で利用を目的とする資料の収集,第二項で資料の整理,第三項で,図書館施設と 資料を利用しての活動分野の一面をあげ,第四項で,図 書館の利用指導,第五項で,校外の図書館諸施設との協 力をあげている。しかし、以上五項目は、あくまでも条文の頭書に(学校図書館の運営)とあるように、学校図書館の運営の側面から図書館活動のいくつかの要素を捉えていったのであって、考え方によっては、学校教育全体の中で、司書教諭が学校図書館を中心として果すべき職務内容の一部を示したにすぎないともいえる。

また、司書教諭の職務内容に関して他の権威ある参考 資料としては、かって昭和27年に文部省が示した「学校 図書館における司書・司書補に相当する職務内容」と、 その抜萃として作られ、文部省「学校図書館運営の手び き(昭 34)」に示されている司書教諭の職務内容(p. 58 ~60)の二つをあげることができる。この二者において は、司書教諭の職務内容を、管理的職務、技術的職務、 奉仕・指導的職務の三つの大きな項目に分け、前者にお いては、138 項目、後者においては、41項目の細項目を 列挙している。

何れも、図書館の技術的、庶務的な仕事を綿密に分析 細分化したものであり、図書館業務の種類を知るためには参考になる。しかし、この職務内容の分類からは、司書教諭の果すべき専門的職務と、いわゆる事務的職務の識別は困難であり、更に、この仕事の種類の羅列からは、司書教諭の職務が、何故専門的であらねばならないかという根本理念がでてこない。司書教諭が、はっきり専門的職務の意義と内容を把握していない限り、単に学校図書館の職務内容を列挙して示したところでたいした意味がない。

現在の司書教諭に内在する大きな問題の一つが、この 専門的職務に関する理解の不足であり、この理解の不足 は、後述する司書教諭講習制度のあまりに過渡的な糊塗 的なことと、事務偏重の内容に起因しているのである。

図書館業務の専門的職務と事務的職務の識別と分類に関する研究は、アメリカにおいては、1948年にアメリカ図書館協会が「図書館における専門的職務と事務的職務の記述的分類:草案」<sup>9)</sup>を出し、イギリスにおいては、これを参考として、イギリスの実情を加えて研究の上、「図書館における専門的職務と事務的職務」<sup>10)</sup>をだしている。

前者においては、図書館業務を、管理運営、人事、研修、渉外、資料選択、受入れ、分類及び目録作業、資料の物理的整備、利用者の登録及び貸出し、レファレンス・ワーク、読者相談、資料の保存、書架及びファイルの整備の13項目に、後者においては、管理運営、人事、渉外、資料の選択及び廃棄、資料の受入れ、分類及び目

録並びに蔵書記録及び索引作業,資料の物理的整備,レファレンス・ワーク, 読者相談,利用者登録及び貸出し,資料の保存,書架,ファイル及び設備の整備の12項目に分けているが,共に夫々の業務における専門的職務と事務的職務の区分を明確にしている。

このような職務の区分が行われる底には、専門的職務を事務的あるいは技術的な職務の根本方針を指導する高度の専門的判断力を要するものとする考え方が流れているのである。「……専門的職務とは、図書及びインフォーメーションと利用者、そしてそれらを最も有効に結びつける図書館サービスの原則の理解の上に立って、自主的な判断を下しうる能力を必要とする職務をさす。この理解は、専門的な図書館の技術及び過程に関する広汎な知識をもつものでなければならない」<sup>11)</sup> また「こゝに専門的職務として分類された技術は、図書館の専門職員でない人に教育不可能の技術を指す意味ではない。専門的職務の領域にあるものを適切に行うとは、それぞれの職務の原則及び目的と、図書館の目的違成にとって、それぞれの職務の果す機能を充分に理解していることと、専門的判断力を下すことを意味するのである。」<sup>12)</sup>

学校図書館の分野においても、司書教諭の専門的職務の根本理念は、当然のことながら学校教育全体の中で、学校図書館活動の目的を第一に把握することであり、さらに、1. 児童・生徒に対する指導と奉仕、2. 教員に対する協力と奉仕、3. 全校の教育計画活動の中における役割、4. 学校図書館の組織と運営の四つの柱の中で、司書教諭が果すべき専門的職務を理解することである。

## 1. 児童・生徒に対する指導と奉仕

図書および他のコミュケーション・メディアを理解し、選択し、活用していくことを児童・生徒に教えていくことが今日の学校教育でどれほど重要かつ困難な問題であるかは序文において触れた。これは学校教育に携わる全教職員の共通の責任であると同時に、とりわけ司書教諭にとって、その教育意義と、その教育機能の中で果すべき役割を再認識する必要がある。

司書教諭は、読書および他のコミュニケーション・メディアの利用について児童・生徒の興味関心を喚起し、 指導を行う**読書指**導の領域で、どのような**専門的役割**を 果すかを知り、また、学校教育の目的にそって、知性的 かつ効果的な図書館および図書館資料の利用を児童・生 徒に教える**利用指**導の計画の中における指導的役割を果 さなければならない。更に、レファレンス活動を通じて、 児童・生徒の学習活動に貢献し、他の多くの方法により、個々の児童・生徒の社会的、教育的向上に貢献する。

#### (1) 読書指導

- a. 読書指導とは、従来ともすれば学校図書館という施設を場とする読書方法の指導、あるいは国語の教科を中心とする機能的読書力の向上のための指導と狭義にとられがちであった。しかし、本来、人間の形成はコミュニケーション活動によって行なわれることを考えれば、読書指導は、児童・生徒の人間形成のために必須の手段である。従って、児童・生徒の読書およびコミュニケーション活動に対しては、学校においては、単に司書教諭または国語・社会科などの限られた教科の担当者だけでなく、すべての教員が各自の分野において共同の責任を負うべきである。
- b. 司書教論は、全校の読書指導計画について全教員に協力し、特に学校図書館資料の専門家としての立場から協力する。(教員に対する協力と奉仕の項参照)
- c. 司書教諭は、児童・生徒の読書傾向についてたえず教員と意見を交換し、特に児童・生徒の学校図書館資料を利用しての読書傾向について教員に情報を提供する。
- d. 児童・生徒の学校図書館における読書意欲を向上させるために、親近感を抱かせる環境とふんいきを作る努力をたやさず、豊富な資料を収集し、すぐれた読書指導の方法を研究する。
- e. 児童・生徒に自主的な意義ある読書を行なわせる 学校図書館での読書指導の方法はさまざまある。図書の 展示、書評、集会、ブックトーク、ストーリーテリン グ、レコード、テレビ・ラジオ・映画などの図書との併 用など、司書教論を中心とする学校図書館の自主的な読 書指導を展開することができる。これは必ずしも教科学 習に直結しなくともよい。
- f. レコード・映画・スライドその他 図書 以外の資料 の有効な利用法、図書資料と併用することなどを指導する。
- g. 求める知識の内容や目的によって、どのタイプの 資料が最も役立つかを指導する。このような指導は、資 料センターとしての学校図書館が存在してはじめて可能 となるものである。

f, g の指導項目は,利用指導とオーバーラップするが,広義の読書指導と考えてもよい。

### (2) レファレンス・サービス

a. ある特定のインフォーメーションをさがし、 また

各種の資料を通じて知識を求める学習活動の場として, 児童・生徒に学校図書館資料を利用させるのが,レファレンス指導である。

- b. この学習活動は、個々の児童・生徒によって行なわれても、あるいは学級またはグループによって行なわれても、司書教論および教科・学級担任の教員の指導によって、児童・生徒はあることがらを分析し、理解し、解説する能力を身につけることができる。
- c. 従って、インフォメーションをさがすための参考 図書及び他の学校図書館資料の利用は、その内容と目的 により、教科教員と司書教諭が、全校の教育計画の中で 組織的に分担指導することにより、効果をあげることが できる。
  - (3) 児童・生徒に対する個人的・社会的指導
- a. 司書教諭は、生活指導に関し全教員と密接に協力 し、生活指導に関する資料を図書館に収集し、これを教 員に提供することにより、学校図書館を生活指導の重要 な拠点とすることができる。
- b. 司書教諭は、形式ばらない個人的な接触や, 読書 資料を与えることにより、児童・生徒の持つ個人的問題 の解決に重要な役割を果すことができる。
- c. 就職に関する資料, 進学に関する資料を収集し, 職業指導, 進学指導の教員の参考資料とするばかりでな く, 児童・生徒に直接利用させることもできる。
  - (4) 児童・生徒図書委員の組織と指導
- a. 児童・生徒の図書委員活動を計画組織し、その活動を通じて児童・生徒を指導教育する。この図書委員活動は、教育が第一の目的であり、事務員の代理と考えて維務の処理に専念させることは、指導の誤りである。

# (5) 学校図書館資料の利用指導

従来学校図書館の利用指導は、学校図書館を体育館や他の学校施設と同様に考え、学校図書館資料を備品とみる即物的な観方がつよかった。利用指導本来の目的は、人間の思想や知識や情報の記録を学校教育の目的にそって組織的に収集し整理した学校図書館資料を、最も効果的に利用することを指導することである。

- a. 利用指導は、前記の目的から明らかなように、校長を始めとし、全教員と司書教諭の共同の計画と努力によって実施されなければ、その効果を期待することができない。
- b. 学校図書館資料の利用指導計画は, 指導内容の程度と範囲, 指導に必要な方法の特異性などにより、教育課程のさまざまな教科や学年などにふりわけて, 組織的

段階的に行なうことが最も効果的である。

c. 利用指導の内容は、大きく次の四つの範疇に分けられる。

図書館資料と施設の組織とその内容の紹介。

資料を正確に利用する方法。

参考資料の紹介。

参考書目の作製その他書誌的活動に関する指導。

- d. これらの利用指導は、正規の教科授業に組織的に組込まれることが理想的である。その理由は、学校図書館資料の利用方法を指導することは、あくまでも手段・方法に関することであって、利用指導の窮極の目的は、インフォーメーションをまとめること、知識の拡大、問題の分析と解決の能力の進歩、喜びの発見にあるからである。
- e. この利用指導の単元を正規の教科授業に組みこむ ことにより、学校図書館の場を教室同様、学級単位の授 業の場とすることができる。
- f. この利用指導が、学校図書館で行なわれても、教室で行なわれても、司書教論、教員の両者が必らず在室して、責任を分担し協力して行なうべきものである。
- g. 司書教諭は、その専門的立場から、学校図書館全体の組織に関するオリエンテーション、一般的な参考図書の利用指導、問題解決に役立つその他の図書館資料の紹介などを行なう。各教科の内容に直接結びつく利用指導の他の面は、それぞれ学校の実情に即し、教員と分担協力して行なう。

# 2. 教員に対する協力と奉仕

児童・生徒が学校図書館資料を広範囲にわたり、またさまざまな目的のために利用するかしないかは、個々の教員の教育に対する創造的な努力と指導によることが大きい。いずれの教科においても学級においても、教室での学習指導の効果は、教員の持つ教育者としての人間的魅力と能力の他に、教員が図書および図書以外の資料に関して持つ知識の巾と深さにかかっている。この教材として広い内容を持つ学校図書館資料に関する基礎知識は、当然個々の教員が既に持っているものとして期待すべきである。しかし、ざんねんながら、わが国の教員養成の課程では、そのような基礎知識を得られる教育は行なわれていない。この期待すべくして期待できない現状のために、資料に関する助言者としての司書教諭の責務は、ますます重大なものとなってくる。

司書教諭は、つぎのような方法により、個々の教員の 学習指導計画に必要な教材、資料に関して大きな貢献を することができる。

- (1) 学習活動に必要なあらゆる資料をいつでも利用できるように組識する。(収集,整理,配架,貸出しの進備)
- (2) 教員の授業準備や自己研修に必要な資料を整備すること。
- (3) 教員により推薦された資料をなるべくすみやかに入手すること。
- (4) 学校図書館資料の効果的な利用方法を教員に啓蒙すること。わが国の現状では、児童・生徒に利用指導をする以前に、教員に対する啓蒙活動が特に必要であるう。
- (5) 新着資料のリストを配布したり、新着図書の展示などを行なって、積極的に教員に連絡する。
- (6) 参考文献リストや児童・生徒に与える図書リストなどの作製について教員と積極的に協力する。
- (7) インフォーメーションの 探索およびレファレンス・サービスを教員のために行なう。
- (8) 教員が学習指導に直接に必要な資料について相談役となる。
- (9) 必要に応じて司書教諭としての専門的立場から、 学校図書館資料全般、図書および図書以外の資料をさが すための目録の内容およびその利用方法、資料の評価方 法、読書指導の方法などについて助言指導を行なう。

現在新任の司書教諭の間で一つの悩みとなっている問題は、同じ学校内における一般教員の司書教諭に対する理解不足であるが、この悩みは、司書教諭側の積極的な態度によって解消される可能性が強い。前述したような専門的職務も、ただ単に知識だけで解決されるものでなく、司書教諭が教員の仲間として親しく膝を交えて語れるようになって、はじめてその効果があらわれてくる。

例えば、自己紹介を兼ねて教員室を訪れ、個々の教員と面談する間に、新着図書を分野別に担任の教員に持参して紹介したり、図書以外にスライドやレコードのあることを説明したり、あるいは控え目に図書館を利用する生徒の様子、読書傾向を知らせたりするのである。即ち裃をつけて正面玄関から入らずに、いきなり教員のふところにとびこむような親しみやすい人間性と、しかも計算された図書館の啓蒙活動が同時に必要だと思われる。

教員用の掲示板に図書館からのニュースを貼ったり、 また図書館内の配置換えをしたり、展示を行なった機会 に、校長に要請して、職員会議を図書館で行なってもら い、図書館など一度ものぞいたことのなかった教員にそ の存在を知らせたりすることも考えられる。このように 柔軟な態度と方法により、教員間に親しさをましつつ、 はじめて、教科のカリキュラムに役立つ資料などについ て助言をしたり、資料の不備や、児童・生徒の指導など について、職員会議の席上で専門的な意見をのべること ができるようにもなる。

「盲蛇におじず」、司書教諭の何であるかをよく知らない教員の教科の牙城にいきなり迫るようなことをせず、セールスマンシップのPRを使うのがよい。PRを通じて図書館がどうしても必要だと思わせ、しかも、そのPR自体が、教員の潜在的要求の一部をみたすものでなければならない。これは、どの分野においてもPRの原則である。学校外の施設から教員が教材となる資料を借用する時なども、司書教諭が交渉や手続きなどの面で積極的に協力することにより、学校図書館を外部交渉のコミュニケーション・センターとすることができる。

このように、可書教諭が専門的知識と技術を活用して 積極的に教員の仲間入りをすることにより、全校の教育 計画に重要な一員として参加できるようになる。

- 3. 全校の教育計画の中における役割
- (1) 司書教諭は、数育課程に関するすべての全核的な委員会に参加するように努力し、教科ごとの会合においても、資料・教材やその利用に関して討議するときは、学校図書館資料の責任者としてその求めに応じられるようでなければならない。
- (2) 司書教諭は、このような会合に出席することによって、各教科の目的および内容について総合的な知識を持つことができ、また逆に司書教諭の学校図書館資料に関する知識が、単元を作る際の参考になる。
- (3) 司書教諭は、教員の参考資料として各種の教育課程の例を収集し、教員の利用に供する。
- (4) 教科書に記載されている図書リストや参考資料を検討し、自校の学校図書館資料と比較検討して、利用の可否を進言する。
- (5) また、教科書を補足するために 有効に利用できる学校図書館資料を紹介する。
- (6) 各教員が個々の学習指導計画の作製に当って参考となる資料を教員室などに展示し、教員に自由に利用させる。

# 4. 学校図書館の組織および運営

これまで述べてきたように、司書教諭が、児童・生徒に対する指導と奉仕、教員に対する協力と奉仕を実現し 更に全校における教育計画の中に参加しうるようになっ てこそ,はじめてそれが司書教諭の専門的職務とよばれるのであって,この専門的職務があるからこそ,司書教諭が教員間において重要必須の一員として認められ,教員として教育者として児童・生徒の尊敬をかちうるのである。そしてこのような指導面での専門的職務を遂行する拠点であると同時に,全校に対する奉仕機関としての学校図書館が,組織され管理されなければならない。

# (1) 学校図書館資料の組織

# a. 学校図書館資料の教育的資質の理解

学校図書館法は第二条において「……図書・視聴覚教育 資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」 という)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又 は生徒及び教師の利用に供することによって、学校の教 育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全 な教養を育成することを目的として……」

また、第四条において「1. 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること、2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること」と図書館資料の収集および組織化について触れている。

また、学校図書館基準においても、d. 学校図書館資料の項目で、資料の種類、選択、構成について基準をあげている。しかしながら、この両者においては、学校図書館資料の資質ともいうべき資料の持つ教育的機能には何も触れていない。司書教諭が学校図書館資料を組織構成するに当って何よりも必要なことは、学校図書館資料の教育的資質を理解することであり、その正しい解釈の上にたってこそ、選択、分類、目録作製その他の組織化のプロセスが学校教育の目的にそったものとなる。この点について、アメリカの「School Library Bill of Rights」は、実に明確な根本理念を提示している。

「児童・生徒の個々の興味, 能力, 発達段階を充分考慮して, 教育課程の内容を豊かにし, 教育課程の展開に寄与する資料を提供すること。

事実に即した知識, 文学的理解力, 美的価値感, 倫理 的態度を養い成長させるに役立つ資料を提供すること。

児童・生徒が日常生活において、知性的な判断力を持つ基礎となるインフォーメーションを提供すること。

適切な指導のもとに、児童・生徒が若い社会人として、批判的な読書や考え方をする習慣を養うために、問題となることがらの両面を知らせる資料を提供すること。

多くの宗教,人種,文化を代表するような資料,およ

びアメリカの文化に対するそれらの貢献を知らせる資料 を提供すること。

学校図書館の利用者にとって最適かつ広汎な図書館資料を確保するために心要な、最も高度の内容を持つ資料を選択するにあたって、根本原則を個人的意見に先行させ、偏見を排除し、理性を重んずること。」<sup>18)</sup>

これ以上の説明は蛇足と思われるが、(1) 個々の児童・生徒に適し、かつ教育課程の展開に寄与する資料、(2) 児童・生徒の豊かな人間形成、(3) インフォーメーションの提供、(4) 資料の中立性と批判力の養成、(5) 国際的視野の五つの要素をあげて学校図書館資料の持つべき資質について明らかにし、最後に個人的偏見を排除する選択の理念を示している。このような学校図書館資料の資質を理解することは、司書教諭が、資料の組織構成に関連する専門的職務を遂行する第一歩となる。

#### (2) 学校図書館資料の選択

量的な豊かさが必ずしもすぐれた学校図書館資料ではない。もちろん資料の量の多いことは結構であるが、ある程度以上の質的基準を保つものでなければ、すぐれた学校図書館資料とはいいえない。例えば、ある学校図書館を見学し、まず書架に並んだ蔵書を一巡して見れば、司書教諭なり図書館主任の人柄が判る。また蔵書を通じてその学校図書館の活動状況のレベル、ひいては在学する児童・生徒の質が想像つき、その学校の教育のあり方さえ判断がつく。ありきたりの蔵書には司書教諭の自主性の無さを感じ、ある部門に偏った蔵書構成には、その学校の教員の能力や力関係の偏りを感ずる。また、内容豊かな書物が、手あかに汚れているときには、読書力豊かな児童・生徒の姿が目にうかぶ。

それほど、学校図書館がその学校の教育状態を示し、 学校図書館資料の内容が司書教諭をはじめ他の教員のあ る意味での資質を示すだけに、資料の選択という専門的 職務に、大いに知的な労力を投ずる必要がある。

- a. 学校の教育方針把握。
- b. 教育課程の内容把握。

資料選択および利用に影響を与える諸問題,具体的には、教育課程全体の内容,単元の構成,教授方法,教科書と補助的参考資料の関係,読書活動および他の調査活動の有無(教科によってその比重が異なる)図書の占める位置,図書以外の資料などの利用範囲などを知ること。

教育課程に必要な資料選択のために学校図書館の果す 役割。例えば、教師用資料の選択。児童・生徒に必要な 単元に関係した学習活動を充実発展させる図書および図 書以外の資料の選択。学習活動からさらに自 主 的 に 児 童・生徒の興味を発展させる資料の選択。

#### c. 児童・生徒の要求と興味の把握

知的水準と学力,読書能力,リクリエーション的な要求と興味を調査研究すること。

#### d. 学校図書館資料の現状調査と評価

資料構成の比率とバランスの評価。教育課程と照合して網羅的であるかどうか。主題により資料の偏重がないか。利用状況。教科外活動との関連。学級文庫との関連など。

- e. 利用しうる他の図書館の資料と器材 を調査すること。
- f. 学校予算の中における学校図書館予算措置と予算額の検討。
- g. 選択のための Tool (学校図書館基本図書目録,選 定図書目録その他)の検討。例えば,基本図書目録,出 版目録,推薦図書リスト,視聴覚資料目録など学校図書 館資料の購入に先立って選択の参考資料となるものが, 自校の図書館において充分準備されているかどうかを調 査し,不備の場合には収集し,その内容を把握しておく こと。

以上のような準備をした上ではじめて下記項目の職務 が有効なものとなる。

- h. 図書委員会を教員との協力によって組織し、図書 館資料の選定を行なう。
- i. 選定に当っては、図書リストその他に盲従することなく、自校の実情をよく考慮し、しかも図書を直接手にとって検討する習慣を身につけること。
- j. 選択の能力は、選択の Tool を取扱う能力ではなく、学校図書館資料全般の内容を自分の知識として持つことにより初めて生れるものであることを認識して、資料の内容検討を専門的職務の一部として絶えず行なうこと。

## (3) 学校図書館資料の組織---技術的処理

前述のような周到な準備と厳正な選択にもとづいて学校教育の目的にそった資料を購入し、資料センターとしての学校図書館に受け入れるのである。そして、児童・生徒および教員にとって、それらの学校図書館資料を最も能率的に利用してもらうために、分類、目録などの作業により組織し、貸し出しの準備をするのである。件名標目を決めるにしても、目録カードを作るにしても、これらの技術的処理は、利用者が最も迅速に求める資料な

りインフォーメーションに到達できる最短距離の道を作ることであることを忘れてはならない。

往々にして学校図書館の規模、蔵書数、利用者のレベルを忘れて、分類のための分類を行ない、あるいは学校図書館にとってそれほどの意味も考えられないパンチカードを作り、利用することのない綿密な件名目録を完成することに時間とエネルギーの大部分を消耗して、本来の学校図書館活動をおろそかにすることがある。どれほど綿密な分類を行ない、完備した件名目録を備えていても、それが利用されないならば何の意味もない。

特に、学校図書館の現状から判断しても、将来の発展を考えても、いわゆる図書館的技術への偏重を是正することが、可書教諭が整理屋から脱却する一つの道である。学校図書館は、整理係のいる倉庫ではなく、教育機関である。

従って、学校図書館資料の組織化についての専門的職務の根本原則は、次の二つにしぼられてくる。

- a. 学校図書館の規模、児童・生徒のレベル(小・中・ 高)を考慮して、なるべく簡略な分類コード及び番号を 決定し、
- b. 利用者に最も便利な目録カードを作製することである。

この二つの原則を、NDC、日本件名標目表その他基準のコードを逸脱することのない範囲で行うことである。

図書以外の資料の整理も、整理を行なう前に利用目的 をはっきり把握することと、上記の二原則を適用することである。

# (4) 学校図書館の管理

司書教諭は、当然のことながら組織された学校図書館 資料および施設の管理責任者としての職務がある。

- a. 学校長と緊密な連絡を保ち、学校の教育目的に最も適した学校図書館活動の計画立案を行ない、この計画の成果と情勢について報告する。この報告についても、命令されなくても定期的に報告書を作成して校長に提出し、職員会議で報告するなどの積極性が欲しい。
  - b. 図書館業務の組織と管理の責任

業務上図書館職員に必要な規則,図書館利用規則の立 案,事務職員の指導などが含まれる。

- c. 予算の編成と支出の調整。
- d. 施設、備品の整備。
- e. 校内諸組織との連絡協力。特に学校内において, 凡ての資料・教材が一ヶ所に統合されていない場合,視 聴覚部との密接な協力,共同計画,連絡調整を積極的に

行なうこと。

f. 他の学校図書館,公共図書館,研究団体などとの 連絡協力。

# III. 司書教諭養成の問題

これまで随所で触れてきたように、学校図書館が施設として充実発展してきた反面、学校図書館の機能が充分に学校教育活動の中にインテグレートしなかった原因の一つとして、司書教諭あるいは名称はどうあろうとも、学校図書館の専任教員の養成が本格的に行なわれてこなかったことがあげられる。

しかも、今日一つの転換期にきているといわれる学校 図書館にとって、将来のダイナミックな発展を内から推 進するものが司書教諭であるだけに、その資質と専門的 能力が大いに問題とされなければならない。

現在の図書館全般の発展の趨勢をみる時に、専門図書館の分野においては、資料・情報活動の専門家としての図書館員に対する要求は、質的にみて日に日に高度のものとなりつつあり、その高度な要求を満足させる人材の養成は、大学の図書館学課程をはじめとして他の養成機関にとっても教育課程の改善を迫られるほどの重大な問題となりつつある。

また、大学図書館の分野でも、教育と研究を両立させる必須の要素である大学図書館の内容を充実発展させるために、年々高度の資質と教養を兼ね備えた人材、即ち、大学で図書館学を専攻したものの採用を増加しつつある。また、公共図書館の分野においても同様、図書館法の規定する15単位履修の司書資格では、社会教育および社会情報活動の中枢機関としての機能を発揮できる人材を得難いとして、現行の司書講習制度を改訂する動きがある。これらは、ともに図書館および図書館を傘下に含む各種企業や教育機関の関係者が、図書館の専門歌能の重要さを認めるようになったことと、既に高度の専門的教育を受けた人材が、それぞれの図書館分野で、成果をあげつつあることの二つが、その動きの主な理由となっている。

学校図書館は、他の図書館分野と比較して、殊に児童・生徒の教育という重大な意義を持ちながら、専門家の養成については、学校図書館法の施行以来、何の発展もないばかりか、何らの反省も行なわれていない。しかも一方においては、学校図書館事務職員を「学校司書」という名称で法制化しようとする一大運動が起りつつある。その意図として、現在学校図書館の傭員として働ら

く人びとの身分保障と、手不足の緩和という切実な問題があるとしても、一歩道を誤れば、ギトラー博士のことばにもあるように「学校図書館にとって死の接吻!」<sup>147</sup>ともなりかねない危険性をはらんでいる。

ここで「学校司書」の問題を論ずるのは本文の主意ではないが、要点だけを述べれば次のようになる。第一に「学校司書」運動は、将来の学校図書館発展を荷う専門家の育成を目指していない。第二に、時間の経過とともに、学校図書館運営の責任は、次第に事務職員に名称を与えたにすぎない人びとに移譲され、学校図書館機能の質は低下する。第三に、司書教論の地位および職能があいまいなものとなる。第三に、「学校司書」をもって学校図書館の専門家と誤解する人びとが増加してくる。第四に、同じ司書の名称を短しながら専門図書館、大学図書館、公共図書館の専門的職務を司る司書と全くレベルを異にするものとなる。更に、ひいては司書の内容の実質的向上に努力する図書館全体の動きに逆行し、司書の名称を安売りすることになる。

以上の理由から「学校司書」の名称に非常な危険を感ずるものであり、現在の事務職員の身分保障を一つの大きな目的とするならば、何も専門職と混同する名称を学校図書館界が創作する必要はなく、学校図書館事務職員の名称のままに、身分保障の運動を起すべきであろう。

更に、学校図書館の将来の発展を真に望むなら、学校 図書館機能のもつ学校教育に直結する専門的職能と、それを補佐する事務的職能を明確にして、前者の専任者と なりうる人材の養成にこそ努力すべきである。

## 1. 司書教諭講習制度の問題

- (1) わが国の司書教 論の養成は、学校図書館法第五条第二項に「……講習を修了したものでなければならない」とある通り、講習という形に規定されている。従って、文部省令による講習の科目および単位以上のものを、大学の図書館学専攻課程において履修したとしても、司書教論の資格を得るためには、手続き上講習科目の単位を修得したという形式をとらなければならないという矛盾がでてくる。
- (2) 文部省令の学校図書館司書教論講習規定の附則第3項によれば「司書講習で修得し、又は、図書館法施行規則附則第2項の規定により修得を要しないとされた者については」講習科目7科目8単位中5科目6単位が免除され、同第5項によれば、「2年以上、4年以上司書教論に相当する職務に従事し、その証明を有するものは」それぞれ4科目4単位、6科目6単位を免除される

ことになっている。

この附則の意味は、非常に重大であり、文部省令の司書教論講習の内容は、附則の第3項を適用して考えれば大部分が学校教育に結びつく専門的内容を持たず、公共図書館の司書講習の内容と大差ないことを意味するのであり、第5項を適用して考えれば、数年の経験だけで、自動的に判ってしまう程度のものであることを自ら暴製しているのである。従って、この講習終了により与えられる司書教論の資格からは、何らの専門性も主張することはできない。

- (3) 司書教諭講習規定 7 科目 8 単位につき第4条で 「1. 1時間の授業につき, 2時間の予習又は復習を 必要とする講義によるものについては, 15時間の授業 の課程。
- 2. 2 時間の授業につき、1 時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、30時間の授業の課程。
- 3. 前2号に掲げるものを除く外、予習又は復習を必要としない実験又は実習によるものについては、45時間の授業の課程」

と単位および授業時間計算の基準をだしているが,この 基準をどの科目に適用するかは何ら指定がない。

(4) 現行の司書教諭講習制度は、学校図書館法施行の翌年文部省令により規定されたものであり、当時の諸般の情勢から考え、比較的短時日の間に相当数の司書教諭を養成しなければならなかったため、暫定的な措置と解釈するのが妥当である。したがって、現在の学校図書館の状態および将来の発展を考えれば、当然、この講習制度自体の存続が問題となるが、もし当分の間続くものとすれば、科目の設定や内容について至急検討を必要とする時期にある。改善の第一策は、附則の撤廃と共に、現行の講習内容を再検討し、第二に可能な範囲で科目の再編成を行なうことである。

下記は,全くの個人的試案である。

# 現行の科目および単位

学校図書館通論	1
学校図書館の管理と運用	1
図書の選択	1
図書の整理	2
図書以外の資料の利用	1
児童・生徒の読書活動	1

学校図書館の利用指導	1
計 7 科	目 8 単位
試案	
学校図書館通論	2
現行の同科目に併せ「学校図	書館
の管理と運用」を含む	
※学校図書館資料論	2
図書(児童図書に重点をおき	:) の
発展と現状。各分野の図書の	特徴
と内容。図書以外の資料との	関連
性	
視聴覚資料の利用	1
学校図書館資料の選択と評価	1
読書指導	1
読書指導の分野の中で学校図	7書館
の果すべき役割を重視する。	
学校図書館の利用指導	1
学校図書館資料の整理	2
	計 7 科目10単位

# 2. 大学における司書教諭の養成

「……これらのコースあるいはカリキュラムの内容は, 技術面に重点がおかれている。目録作業のように厳密を 要する技術処理のプロセスは、極めて多くの時間を必要 とするものである。大学図書館における目録係の場合に は、正確さと忍耐強さを必要とする専門技術と知識を備 えた職員であることが要請されるが,この専門家は,単 純化の方向を教えうる 最善の 人とはいうことができな い。しかしながらこのような人材が、司書教諭の技術的 指導に携わる場合が多い。その結果, このような専門家 の指導を受けた学生は、図書の研究と、児童・生徒の指 導に当然割くべき時間の大部分を, 目録の作製や, 日常 の図書館実務に費やすようになる。司書教諭養成の課程 において何よりも重視されなければならないのは、 明ら かに(1)児童・生徒用図書に関する広汎な知識と,(2) 児童・生徒および教育課程と図書を結びつける能力、更 に、(3) 基本的書誌的知識と、それを利用する能力であ る。(15)

日本図書館協会の教育部会のなした調査によれば、昭和37年7月現在:

国	立	大	学	46
公	立	大	学	3
私	챛	大	学	23
短			大	8
そ	の		他	$1 \mid^{16}$

の教育機関において、最低2単位から最高42単位におよ ぶ図書館学の講座が開講されている。それらの講座は, 慶応の場合のように独立した一学科を構成している場合 もあれば,教育学部あるいは同学科,社会学科,文理学 部など,図書館学以外の専攻課程に含まれる講座として おかれている場合もあるので,これを取り上げて一律に 論ずることはできない。 しかし、 学校図書館に関する 限り、ほとんどの大学においては、アカデミックな大学 教育にふさわしい専門教育の講座を持つというよりも, むしろ文部省令による司書教諭講習の講座形式をそのま ま取り入れているのが傾向である。従ってその内容も, 1930 年代にアメリカで問題となった 図書館実務 の偏重 が、現在のわが国における司書教諭養成の問題点であ る。更に、学校図書館に関する限り、大学は、学校図書 館の発展を学問的な立場から推進する力となっているの ではなく, 現行の司書教諭の資格認定に必要な講座を提 供しているのにすぎない。

わが国における学校図書館が, 真に学校教育の必須の 要素となって発展していくためには、大学特に学芸大 学,教育大学をはじめ,各大学の教育学部における学校 図書館学の講座の内容について根本的な再考察を必要と すると思われる。ふたたび Fargo のことばを引用すれ ば、「……教員養成の大学課程においては、学生に対す る図書館学教育の全課程は、個々の学生が個人的に図書 館を利用できるようになるための図書館の利用指導(非 専門的)からはじまり、 司書教諭の養成課程(専門的) に終る一貫性のあるもの」17)でなければならない。この 引用が与える一つの示唆は、大学において学生は、まず 自己の学習のために、当然図書館を利用するように教育 されなければならないという点である。学生時代に図書 館を利用することを学ばない学生が、卒業後教員として 教壇に立って児童生徒を指導する場合に,学校図書館を 有効に利用して学習指導をする筈がない。既に多くの大 学では, 新入生に対して大学図書館利用のオリエンテー ションを行なって,有益な効果をあげているが,教員養 成の大学においてこそ、この面の教育が重要視されて当 然のことといえよう。

コロムビア大学図書館学教授 Henne が、この問題と 関連して次のように述べていることからも、アメリカに おいても一般教員の図書館に対する認識不足が、学校図 書館発展の一つの障害になっていることがうかがえる。

「教員養成の専門課程における、この種の知識と経験の欠除が、くりかえし述べてきたように、一般教員の学校図書館活動と学校図書館資料に関する理解不足の大きな原因となっている。それがひいては、児童・生徒に学校図書館資料を広く利用させる動機づけの失敗となり、更に、学校図書館の設立、発展改善を阻害する原因となっている。教員は、それぞれの分野で、資料・教材の専門家であることが強く望まれ、School Librarianは、総合的かつ高度の資料専門家でなければならない。」180

(1) 以上のような理由から、教職課程にある学生に対する図書館学コースと考えられるものに次のようなものがある。

#### コース I 図書館の利用法

目的: 大学図書館の資料および設備の存在意義を教え、一般的な参考図書、書誌、カード目録の利用に習熟させる。更に必要に応じて図書を選択する能力を養う。このようにして図書館を利用する習慣を形成し、ひいては、すぐれた読書習慣を養う。これは教員として備えるべき当然の習慣ともいえよう。

### 内容:

- a. 図書館資料の構成および組織――一般的蔵書,参 考図書,リザーブ図書等。
  - b. 図書館の利用法——貸出規則,参考書利用等。
- c. 資料検索の方法――分類, 目録カードの種類, 主な索引類等の利用方法。
- d. レファレンス指導――辞書, 百科事典, 索引その 他基本的参考図書の紹介。簡単な書誌作成の方法。
- e. 図書館の奉仕活動の紹介――読書相談、図書リストの入手方法、展示その他。

### コース II 学校図書館通論

目的および内容——学校図書館の教育的意義を論じ、 その活動の概容についての知識を与えることを目的とする。このコースにより将来校長、教頭、教科主任その他 いろいろな立場に立っても学校図書館の意義と役割についての理解を持つようにさせる。

コース III 学校図書館資料通論(教材コース)

目的および内容については前節参照

以上のコース I, II, III を教職課程の学生の必修とすることが望ましい。もちろん、各大学の実情に応じてコ

ース I のみを与える場合も、また、コース II, III を併せて「学校図書館学」として与えることも考えられる。 それにしても、教員養成大学においては、司書教諭の養成だけを計画することは、学校図書館の健全な発展を考える場合には片手落ちであって、全教員が学生時代に図書館の良き利用者となり、学校図書館を必須のものと考えるように教育されなければならない。それが実現されてはじめて司書教諭の専門課程の教育の意義が具現されるのである。

### (2) 司書教諭専門課程

「School Librarian 養成の基礎的専門教育は, 教育課 程,授業方法,読書指導,読解指導,コミュニケーショ ンの各領域が弱いと一般的に意見が一致している。この 領域の教育は、大いに強化されなければならない。この 諸領域と同様, School Librarian 職能の専門化の中核と なる教材・資料に関する知識の領域も,強化されなけれ ばならない。この基礎課程の修了までに, 児童・生徒用 の図書, 図書以外の印刷資料, 視聴覚資料の内容, 選 択、評価について広汎な知識を持つように指導されなけ ればならない。また同様に、教材および教員資料につい ても同様である。School Librarian は、資料の専門家で あり、その専門教育の課程において、資料の専門家と称 されるにふさわしい専門の能力と知識を身につけなけれ ばならない。School Librarian は、学校図書館において どのような資料を収集管理することになろうとも、資料 に関する知識を持ち,資料を学校図書館活動の計画を通 じて活用しなければならない。……学校図書館活動の成 功するか否かは、 Librarian が専門教育の課程で受け る基礎知識と, 更に絶えざる自己研修と, 生涯続ける図 書および視聴覚資料の研究にかかっている。[19)

これは、現在学校図書館が、資料センターとして更に 発展しようとするアメリカの学校図書館界が持つ反省お よび警告である。アメリカの司書教論養成の内容が、歴 史的推移を振返ってみる時に、やはり図書館的整理技術 に偏重してきたために、現在に至ってその欠陥が如実に あらわれてきたのである。日本においては、司書教論養 成計画の歴史が浅いために、同じ轍を踏みながらも、そ の欠陥が大きな意見としてはでてきていない。しかし、 日本では、長年かけた前者の過ちをそのままくりかえす 必要はない。少くとも大学レベルにおける司書教論の教 育課程においては、学校図書館資料の基礎知識およびそ の利用に重点をおいたカリキュラムを展開すべきであ る。

#### コース İ 学校図書館資料

目的: 基本的な児童・生徒用図書 および図書以外の 資料について広汎な知識を与え、資料選択のためのトゥ ールに精通させることを目的とする。

#### 内容:

基本的児童図書の研究,主題別,発達段階別 資料選択の基準研究

選択に必要な目録その他トゥールの研究

読書科学の研究

コース II 読書指導

目的および内容:

基本的な読書指導の理論および技術を修得し、特に読 書指導の領域の中で学校図書館および司書教論が果す基 本的役割を明確にする。

コース III 学校図書館におけるレファレンス・ワーク目的: 学校図書館に適する参考図 書を選択評価 する能力を養い, 教員に対するレファレンス活動, 児童・生徒の学習に関係するレファレンス活動の方法を教える。

#### 内容:

代表的な辞書,百科事典その他参考図書の研究 主題別の参考書目の研究

図書以外の参考資料インフォメーション・ファイルそ の他

レファレンス・ワークの方法

教員に対する

児童・生徒に対する

書誌の作製方法

図書館の利用指導

コース IV 教科学習と学校図書館

目的: 特にこのコースを独立させて, 各教科の単元 に直接結びつく学校図書館資料の内容とその利用方法を 教える。

#### 内容:

教科別教育課程の研究

教科単元に示された参考資料の研究 教科に利用しうる図書館資料の研究

コース V 学校図書館の管理運営

コース VI 学校図書館資料の整理

特に学校図書館に適した整理技術の研究

コース VII 視聴覚資料

以上の講座設定は、私案に過ぎないものであるが、大学の講座である以上一科目二単位は最低限度必要であり、特に内容から考えてコース I-IV は、各二単位で充分

カバーできると思われない。特に司書教諭の職能が教科 教諭のそれと同様専門的であるためには、充分な内容を 持ったものでなければならない。

現状では、可書教諭の資格を免許制に即時きりかえることは、不可能に近いことでもあるが、将来その方向を目指すことを願うならば、当然、現行の講習制度を大学の講座に改め、しかもその内容を充実発展することから出発しなければならない。

その第一の問題が、実はこれら講座を担任すべき大学の教員にもあるのであって、図書館の技術的面を教えることのできる人材は、比較的多く存在しても、Fargoがひと昔前アメリカの学校図書館界に対して警告したと同様、学校図書館の資料面、学校教育と直接密接に結びつく機能面でのすぐれた指導者の少いのがわが国の現状である。ここに一つの案として提示したコースの設定についても、コース I から IV に至る講座 内容について、多くの研究がなされ、指導者が生れてこなければならない。このようなプロセスを経てはじめて、新しいアメリカの学校図書館基準に示されたような、専門的な School Librarian の養成に一歩近づくことができる。

「将来の発展を推測し、合同委員会は、教育において専門的な職能を遂行する教材、資料専門家としての School Librarian に要求される知識と、基本的技術と、 基礎的能力を修得する方法は、下記の如きものであると 信ずる。

- 1. 有効な教授(授業)経験一教材・資料専門家は、まず第一に教育の経験者でなければならない。この経験は、数年間教室で授業を担当することによって得られるか、または教育経験なしにこの専門領域での教育課程を終了した後に、組織的な現場研修の方法を通じて得ることができる。教材・資料専門家にとって、教育課程の各種会合に出席して経験を持ち、ガイダンスと指導監督について経験を持つことが必須である。
- 2. 基礎領域一教材・資料専門家となるものは、(a) 教育行政、学校経営と指導監督、(b) 学習指導原理、(c) 教育課程の展開、(d) ガイダンスとカウンセリングおよび (e) マス・コミュニケーションの諸科目を履修しなければならない。更に教材・資料の分野での研究方法の実際的知識を示す能力がなければならない。
- 3. **専門領域**一資料の内容と資料の効果的な利用に直接関係する下記の領域において,専門科目と実習の

# 司書教論論

経験がなくてはならない。(a) 教材・資料の分析 ――特徴と内容,(b) 教材・資料の選択と評価――個々の資料および教科単元,学年などに関連して資料の研究,(c)資料の利用,(d)適切な教材・資料の製作。ある種のメディアを取扱う実験を含む。(e)資料および器材の組織と管理。(20)

# 結 語

司書教諭の諸問題を論ずるに当って、当初意図したことは、学校図書館の学校教育内部へのインテグレーション、司書教諭の専門的職務、養成の三つの課題であったが、結果的にみて総花的となり、内容が学問的研究の調査分析よりも、啓蒙的になった嫌いがある。

特に司書教諭養成の問題は、長い目で学校図書館の成長発展をみるときに、より周到な現状分析と恒久的な計画が必要であり、それだけに研究者の協力による綿密な研究が必要である。特に、学芸大学、教育大学、各大学の教育学部における教職課程の内容と学校図書館学との結びつきを研究しなければらない。例えば、各教科の教育法、教材研究、教育技術研究のコースの中に、学校図書館資料の利用が重要な要素としてとりいれられるべきであろう。この大学における司書教諭養成および学校図書館学研究の問題は、別の機会に一つの課題として取り上げてみたい。 (図書館学科)

- 松尾弥太郎. \*学校図書館十年の歩み, "学校図書館, no. 105, 1959. 7, p. 8-16.
- 渡辺茂男・「子どもの本」を知れ、〈滑川道夫編・ 読書指導・ 東京、牧書店、1960. (実践講座国語 教育 6) > p. 234.
- 3) Lohrer, M. Alice. 日米の教育法規と学校図書館法規. <慶応義塾大学文学部図書館学科. 東海地区学校図書館行政管理問題研究集会要録.東京, 1959> p. 5.
- 4) 滑川道夫編. 司書教諭実務. 東京, 新光閣,1954. p. 37-38.
- 5) Douglas, Mary P. 司書教諭ハンドブック [The teacher-librarian's handbook], 裏田武夫, 佐藤貢訳. 東京, 牧書店, 1955. が同書である。
- 6) Lohrer, M. Alice. アメリカにおける司書教論

養成のあゆみ、[Teacher-librarian training program, 1900–1944], 渡辺正亥訳. 東京, 日本図書館協会, 1962. p. 8.

- 7) *Ibid.*, p. 9.
- 8) *Ibid.*, p. 10–12.
- American Library Association. Board on Personnel Administration. Descriptive list of professional and nonprofessional duties in libraries. Preliminary draft. Chicago, 1948. 75p.
- Library Association. Professional and nonprofessional duties in libraries. London, 1962.
  p.
- 11) Ibid., p. 8.
- 12) Loc. cit.
- 13) School library bill of rights, endorsed by the Council of the American Library Association, July, 1955, in American Library Association. Standards for school library programs. Chicago, 1960. p. 75.
- 14) Gitler, Robert L. Observation 'Ten years after.' <慶応義塾大学文学部図書館学科. 図書館学教育フィールドセミナー報告. 東京, 1961>p. 156-158. にくわしくふれられている.
- Fargo, Lucile F. Preparation for school library work. New York, Columbia Univ. Press, 1936. p. 157.
- 16) 日本図書館協会. 教育部会. ニュースレター, no. 1.
- 17) Fargo, op. cit., p. 136.
- 18) Henne, Frances. Toward excellence in school library programs, in Fenwick, Sara I., ed. New definitions of school-library service; papers presented before the 24th annual conference of the Graduate Library School of the Univ. of Chicago, 1959. Chicago, Univ. of Chicago Press, 1960. p. 88.
- 19) Ibid., p. 86.
- American Library Association. The American Association of School Librarians. Standards for school library programs. Chicago, 1960. p. 62.